

大阪府北部を震源とする地震により被災された組合員に対する

電気料金等の特別措置について

2018年6月25日

一般社団法人グリーン・市民電力

このたびの地震により被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

グリーン・市民電力は、今回の地震により被災された組合員の方に対して、送配電事業者である関西電力が実施する「大阪府北部を震源とする地震により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置」について、該当者からお申し出があれば関西電力に対して申請を行いますので、被災された方は所属の支部・センターまでお問合せください。

一、対象地域と対象者

(1) 対象地域

【災害救助法適用地域】

大阪府：大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、
寝屋川市、菟面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町

【隣接する市町村】

大阪府：堺市、池田市、八尾市、松原市、大東市、門真市、東大阪市、豊能町
兵庫県：尼崎市、伊丹市、川西市

(2) 対象者

- ・今回の地震で家屋が損傷し、電気がしばらくの間使えなくなった方

二、特別措置の内容

(1) 不使用月の最低料金または基本料金の免除

被災日から引き続きまったく電気を使用されない場合は、その需要者の被災日が属する月分の次の月分からの6ヶ月間に限り、最低料金または基本料金を免除させていただきます。

(2) 工事費負担金の免除

被災された需要者がまったく電気を使用されずに契約を廃止され、被災前と同様の契約内容で平成30年12月末日までに契約を申し込まれた場合は、関西電力が通常請求するその工事費負担金が免除されます。

(3) 臨時工事費の免除

被災された需要者が平成30年12月末日までに同一場所において臨時接続送電サービスを申し込まれた場合は、関西電力が通常請求するその臨時工事費が免除されます。

(4) 引込線、計量器等の取付位置変更時の工事費の免除

被災された需要者が平成30年12月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、被災前と供給方法が同様のときには、関西電力が通常請求するその初回（1回分）の工事費が免除されます。

三、特別措置の申込み方法

今回の地震で被災され、この特別措置の適用を希望される組合員は、所属のグリーンコープ生協までお問い合わせください。

以上